

## 参加表明提出書類に係る質問・回答

○上伊那総合技術新校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託プロポーザル

No.	質疑	回答
《参加資格要件に関すること》		
1	主任担当技術者の要件に一級建築士の資格を有する者との記載があるが、試験に合格していて、未登録の者は該当するか。	公告日現在において未登録の者は、要件に該当しません。
2	実施要領Ⅳ 1(2) ア及びイ（ウ）における「建築物1棟あたりの面積」の定義として、構造上、機能上、外観上の一棟性を有し確認申請書において一の建築物として扱われている場合には、その複数の用途部分を含めた延床面積を算定対象としてよいか、ご教示ください。	複数用途の場合「公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）」に該当する部分の面積を算定対象とします。 なお、「1棟」について、「一の建築物」と同義で、「一の建築物」とは、建築確認申請書第四面ごとの単位を言います。
3	実施要領Ⅳ 1(1) ※2 における「法別表第1の項をまたぐ用途変更」の解釈について、確認申請上一の建築物が複合用途であり、その主要な用途部分（延床面積の過半を占める複数用途の合計を含む）に法別表第1の項をまたいで用途変更した場合、当該建築物全体の延床面積（主要用途以外の部分を含む）を算定対象と考えてよいでしょうか。なお、主要用途以外の部分についても、確認済証上は主要用途の用途変更後の利用者に限る旨が記載されており、この解釈に合理性があると考えております。ご教示ください。	用途変更後の用途が「公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項又は（三）項の用途に供する建築物若しくは国又は地方公共団体が発注者である建築物）」に該当する部分の面積を算定対象とします。

4	<p>参加資格について。実施要領IV 1 (1)参加者の人格等の区分ウに「…1,000㎡以上のものの新築（※2）、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請として行ったものであって、2005年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。」とある。例えば、基本設計の開始日が2005年4月1日以前で、実施設計の完了日が上記期間に含まれば該当すると考えてよいか。あるいは、基本設計及び実施設計の業務履行期間すべてが上記期間に含まれる必要があるか。</p>	<p>当該業務の完了日が2005年4月1日から公告日の前日までに含まれば、実施要領IV 1 (1) ウに該当します。</p>
5	<p>参加資格を証明する書類について（別-8ページ）。IV-1(2)ア(ウ)の配置技術者の実績で、立場を示すものとして「担当技術者(建築意匠)」という表現があります。発注者である自治体の様式によって表現が異なる場合でも、実質的に同一内容を示すものであれば宜しいでしょうか。具体的には、設計時の届出は「担当技術者(意匠)」、監理時は「監理員」です。いずれの書類でも、一級建築士であることは明記されています。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
6	<p>主任担当技術者の要件の設計業務の実績は、一級建築士としての実績である必要がありますか。</p>	<p>本プロポーザルで求めている実績は、一級建築士でなければできない設計の用途、規模に類似するため、原則として一級建築士としての実績を求めます。</p> <p>しかしながら、実績については必ずしもこの資格限りではないものも含まれますので、その場合は参加表明書の設計実績「業務上の立場」欄の立場記述に続き、建築士法における資格内容を（）内に記述してください。</p>

7	<p>参加表明書の提出書類（別-8ページ）に「建築士事務所登録通知書（写）」があります。弊社の最新の「建築士事務所登録通知書」は令和4年登録更新で有効期限が令和9年のものとなります。登録更新後、開設者及び管理建築士を変更しており、変更後の内容を証明するものとして令和7年6月発行の「建築士事務所登録証明書」があります。「建築士事務所登録証明書」に「建築士事務所登録通知書」の記載項目はすべて記載されていますが、念のため通知書と証明書の両方を提出することでよろしいでしょうか。</p>	<p>建築士事務所登録後の有効期限内に登録内容に変更がある場合は、「建築士事務所登録通知書」と変更内容が判るもの（「建築士事務所登録証明書」等）を提出してください。</p>
8	<p>3社（A・B・C社）での共同企業体の参加資格に関して、建築（意匠）主任担当技術者をB社、C社それぞれから1名ずつ配置することは可能か。</p>	<p>建築(意匠)主任担当技術者は1名としてください。</p>
《様式・添付書類に関すること》		
9	<p>長野県税の納税証明書は、長野県への納税義務がないが、提出不要でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
10	<p>各証明書の発行期日の制限はあるか。</p>	<p>資格審査基準日の3ヶ月以内に発行されたものとしてください。</p>
11	<p>事務所が主たる営業所のみだが、社内規則などの添付は不要でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
《その他》		

12	<p>各書類の提出方法について。  ホームページの「4.各書類の提出方法」に「原則、電子メール又は郵送」とありますが、電子メールへ添付するファイルサイズの上限をご教授ください。ファイルサイズが上限を超える場合は、分割での提出も可能でしょうか。  また、参加表明ならびに一次審査書類は持参での提出は不可という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>上限は15MBです。  上限を超える場合は、分割での提出でも差し支えありません。また、大容量ファイル送信サービスの活用等を検討してください。  各書類の提出方法は、要領をご覧ください。</p>
----	--	---